

令和 7 年 6 月  
国 税 庁

「『租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて』の一部改正について」（法令解釈通達）の概要

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 127 号）等の施行に伴い、「租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて」を次のとおり改正するものです。

**【主な改正のポイント】**

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 127 号）等の施行等により、承認特例の対象となる学校法人の範囲が拡充されたことに伴い、対象となる学校法人に該当するか否かの確認方法を定めた取扱いを削除することとしたほか、所要の取扱い等の整備を行うものです。